

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 22 日 (火) 第 169 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○県税の申告期限等の指定

(税務課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第1130号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、令和2年9月4日鹿児島県告示第818号（県税の申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

令和2年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一